

新

園芸施設共済の割引パッケージプラン！

集団加入による共済掛金の割引措置

【要件】	①園芸施設共済の加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が園芸施設共済又は保険へ加入する旨の取り決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結していること。		
	②当該団体が園芸施設共済の一斉加入受付を実施し、当該構成員の園芸施設共済の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること。		
③当該一斉加入受付により園芸施設共済に加入申込みを行うこと。			
内容	上記の要件に合致する共済加入者の共済掛金率を割引します	割引率	5%

一斉加入受付による事務費の割引措置

内容	10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合	割引率	20%
	5人以上9人以下の構成員が一斉加入受付を行った場合		10%

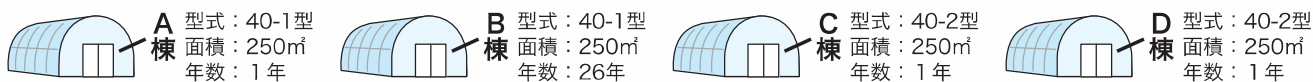
補償範囲の選択による割引措置

◆小損害不填補の選択肢の増加◆			
→損害額が組員ごと選択した支払開始金額を超える場合に共済金をお支払いします。			
選択肢	3万円コース	内容	損害額が3万円を超える場合、又は共済価額の20分の1
	10万円コース		損害額が10万円を超える場合
	20万円コース		損害額が20万円を超える場合
	50万円コース		損害額が50万円を超える場合（※令和元年9月から適用）
	100万円コース		損害額が100万円を超える場合（※令和元年9月から適用）
+選べます	古い施設の補償を必要としない場合（原則、全棟加入となります）		
	内容	耐用年数を2.5倍以上経過した施設は園芸施設共済に加入しないことができます。 【例：パイプハウスで25年超】	

補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置

内容	プラスチックハウスⅡ類(40-2型) ※骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設	割引率	15%
----	---	-----	-----

農業者負担の削減パッケージプラン試算例（プラスチックハウスⅡ類）



項目/プラン	プラン①	プラン②	プラン③	プラン④	従来制度
加入棟	A棟・C棟・D棟	A棟・C棟・D棟	A棟・C棟・D棟	A棟・C棟・D棟	全棟
補償額	1,928千円	1,928千円	1,928千円	1,928千円	2,220千円
集団加入	●	●	●	—	—
3万円コース	—	—	●	●	●
10万円コース	—	●	—	—	—
20万円コース	●	—	—	—	—
耐用年数2.5倍以上の施設を補償から除外	●	●	●	●	—
プラスチックハウスⅡ類(40-2型)	●	●	●	●	—
共済掛金合計	5,090円	9,186円	25,228円	26,740円	34,721円
5人以上9人以下の場合	—	●	—	—	—
10人以上の場合	●	—	—	—	—
賦課金合計	1,560円	1,755円	1,950円	1,950円	2,600円
農家負担掛金等合計	6,650円	10,941円	27,178円	28,690円	37,321円
割引額	▲30,671円	▲26,380円	▲10,143円	▲8,631円	0円

※ 施設の種類、被覆材、設置後の経過年数等により補償額及び農家負担掛金等が異なりますので、あくまでも目安となります。